

正上内区会規約

第1条 本会は、正上内区会と称して、事務局を区長宅におく。

(目的)

第2条 会員相互の理解と協力により、住みよい、心豊かな区づくりの推進を目的とする。

(組織)

第3条 本会は、正上内に居住する者を以て、構成し運営する。

新たに区会へ入会する場合は、平成29年4月1日から、入会金(1万円)を納入する。

(事業)

第4条 本会は、第2条の目的達成のため次の事業を行う。

- 1 環境衛生及び社会福祉並びに公共に関すること。
- 2 地域コミュニケーションの向上に向けて地域活性隊の運用に関すること。
- 3 区内の別表1に定める各種団体の行事に対して必要と認められる協力補助。
- 4 その他必要と認められる事項。

(運営資金)

第5条 本会は、会員(一世帯当り)年間5,000円の会費及び寄付により運営する。

上半期 4月末日納入 2,500円(原則)

下半期 9月末日納入 2,500円(原則)

(役員)

第6条 本会は次の役員をおく。

役職名	人員	摘要
区長	1	
副区長	1	
会計	1	
監事	2	
公民館長	1	区長兼務
防災隊長	1	副区長兼務
部長	6	市協力員兼務
班長	27	
HP担当	1	
相談役		前任区長等

(役員選出)

第7条 役員を選出方法は以下とし、総会の承認を得る。

1) 区長の選出

区長は各部より候補者1名選出する。選出方法は各部任意とする。

(但し、現職の役員からは原則選出しない)

各部より選任された候補者6名は、話し合いにより区長を選出する。

話し合いにより解決しない場合は、役員全員の無記名投票とする。

2) 副区長(会計)の選出

副区長は区長が指名し、役員会で決定する。

3) 部長、班長は、各部の任意により決定する。

(役員任期)

第8条 役員任期は2年とする、但し再任は妨げない、役員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残期間とする。

但し班長は、各部の任意により決定する。

(役員の任務)

第9条 役員の任務は次の通りとする。

役職名	任 務
区長	本会を代表し市との連絡事項、その他区全般の総括
副区長	区長の補佐
会計	区内全般の会計をつかさどる
監事	会計監査
公民館長	公民館の管理
防災隊長	防災全般の対応
部長	各部の総括および区長の補佐
班長	各班の総括および部長の補佐
H P 担当	区会ホームページの管理運営
相談役	役員に対しての助言、支援

(役員の手当)

第10条 役員の手当は総会の決定に従う。

(会議)

第11条 区内の会議は総会と本部会議、臨時総会と役員会とし、会議の決定は出席者の過半数を原則とする。

1 総会

イ 区長の招集により、毎年3月下旬に開催する。

ロ 総会に付すべき事項

A 事業計画および予算に関すること

B 決算に関すること

C 規約の改正

D 各種引継ぎ事項

E その他必要事項

2 本部会議・臨時総会

区長が必要と認めたとき開催することができる。本部会議の出席者は、通常は、防災隊長までとするが、区長が必要と認めた時は、他の役員等を含める。

3 役員会

区長が必要と認めたとき開催することができる。

通常は部長までとするが、区長が必要と認めたときは、他の役員等を含める。

(物品の管理)

第12条 本会の所有する物件物品の使用については、共有物である趣旨を理解し責任をもって使用し、料金等については別途細則による。

(表彰)

第13条 区発展のため特に功労があった者には記念品を贈呈し感謝の意を表する。

(会計)

第14条 本会の会計年度は毎年3月1日より翌年2月末日までとする。

細 則

規約第12条に関する物品の使用料（1回当り）については下記の通りとする。

物品の使用 貸出の場合	町内の各種団体が目的達成のため使用	0円
	その他	2,000円
特別の使用	公共団体が公共の用に使用した場合に、使用者側に法令規則等により定額のある場合にはその金額とする。	

※ 改版履歴

初版 平成13年4月1日

2版 平成21年4月1日 区費金額会計年度他

3版 平成26年4月1日 第6条班長の数、区長部長の摘要、第7条役員選出

4版 平成30年4月1日 入会金・地域活性隊及び本部会議の設置他

正上内区会規約 別表 1 (各種団体)

団体名	部員数	代表者氏名
寿クラブ	12名	谷口一輝
あゆみ子供会	38名	本田真菜美
すくすく子供会	14名	中村光国
ひまわり子供会	7名	浅田禎智
婦人部	10名	谷口ナヲ
消防協力 (第6分団)	16名	渡辺分団長
美化クラブ	8名	高野一男
地域活性隊	7名	山田 恭